

資料番号	3
------	---

令和4年8月19日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4934

広島県教育委員会会議録

令和4年7月8日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年7月8日（金） 13：00開会

15：09閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	濱本清孝
管理部長	小川元史
学びの変革推進部長	竹志幸洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重森栄理
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉原満治
理事	榊原恒雄
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	松下大海
文化財課	白井比佐雄
学校経営戦略推進課長	沖本勝豊

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	報 第1号 令和4年広島県議会6月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	2
日程第4	報告・協議1 上下高等学校，東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について	4
日程第5	第1号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について	9
日程第6	第3号議案 教職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどをお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、委員の選考に関する案件であり、第3号議案は個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、第3号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。

今回の改正は、教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律の施行により、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止されたことなどに伴い、本県の教員免許事務の手続を定めた教育職員免許状に関する規則について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、資料の2改正事項にお示ししておりますように、1点目に更新制に関する規定の削除、2点目に特別免許状の様式から有効期間の満了の日を削除するなど所要の改正、また、3点目に国からの通知において、免許状の未更新を事由として失効となった免許状のうち、本県から授与された免許状であると確実に確認できる場合の再授与手続については、申請書類の簡素化が求められておりますので、一部の書類を省略できることとするものでございます。

再授与手続に当たっての申請書類の簡素化につきましては、資料の2ページ目を御覧ください。

本県から授与された免許状が未更新を事由として失効し、当該失効した免許状又はその写し等が提出された場合、本県は授与権者として保有する原簿や教員免許管理システムの情報と突合することで、過去に申請者に対して免許状を授与した事実が確認できますので、表の「1 大学等を卒業して免許状を取得した場合」は、改正前の下線部で示す「大学等が発行する卒業証明書」や「学力に関する証明書」などの提出を、表の「2 教員としての経験年数を利用して免許状を取得した場合」は、同じく「良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書」の提出を省略できることとするものでございます。

施行期日につきましては、令和4年7月14日の県報掲載日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 法律の改正に基づいて手続をなるべく簡素化しようということなので、こういった対応は良いと思います。作業が煩雑であればもっと簡素化する必要もあるかと思うのですが、どれぐらいの申請が来るのか予想は立っているのでしょうか。

松下教職員課長： 休眠のものはそのまま有効な免許状となりますので、それ以外で、失効になってしまったものですが、具体の件数までは把握していません。それほど毎月多く申請が来るものではないと思っております。

御指摘も含めて、ホームページ等でもフローチャートで案内するなど、なるべく簡素に手続を行えるよう周知はしっかり進めていきたいと思っております。

志々田委員： 私の免許状は休眠状態であったため有効なものとなりましたけど、失効したため再授与を受けようと思う方がどれくらいいるかということですよ。再授与の申請は必要なときにいつでもできるので、今慌ててやる必要がないということがきちんと伝わるといいのかなど。免許更新講習始まる時もそうでしたし、やはり不安に思われる方はたくさんいるので、しっかり情報提供をしていただいて、あまりにも申請が多いようであればもっと簡素化を含めて考えていけばいいかなと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 4 年広島県議会 6 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第 1 号、令和 4 年広島県議会 6 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報第 1 号につきまして御説明をいたします。資料を御覧いただければと思います。

令和 4 年広島県議会 6 月定例会に提案をされました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により知事から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をいたしておりますので、今回御報告をいたしまして、承認をお願いするものでございます。

この度の議案につきましては、令和 4 年度教育委員会関係の補正予算案についてでございます。

1 ページをお開きいただければと思います。

1 令和 4 年度一般会計補正予算でございますけれども、要求内容につきまして、資料の一番下に点線の四角の枠囲みがございます。

まず、1 点目が、学校給食等負担軽減事業でございますけれども、食材価格が高騰しておりますので、こうした中でもこれまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、学校給食等における食材費の価格上昇分を支援する経費といたしまして、1,800 万円余の増額。

それから、2 点目でございます。県立学校等における燃料価格高騰対応となっておりますけれども、エネルギー価格の高騰を背景に、県立学校等において高騰している電気料金の上昇分といたしまして、2 億 5,300 万円余の増額を補正予算として計上をいたして

おります。

これらの要求によりまして、資料の一番上の1の(1)の歳入のところでございます。学校給食等負担軽減事業によりまして、国庫支出金が1,800万円余の増額となりまして、補正後の歳入予算380億600万円余となっております。

それから、(2)の歳出につきましては、先ほど御説明をいたしました2点の要求内容によりまして、真ん中の欄の一番下でございますけれども、合計で2億7,200万円余の増額となりまして、歳出予算総額は1,589億800万円余となっております。

以上が今回提案いたしました教育委員会関係の議案でございます。

教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がないということから、臨時代理により同意することが適当であるとし、回答をいたしましたものでございます。

以上御報告いたしますので、御承認のほど、よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

昨今本当にいろいろな物が値上がりをして、学校においても御説明のとおりだろうと思います。確認を2点ほどしたいのですが、1点目は、今回補正で組んでいただいた予算額で、令和4年度末まで賄えるものなのか、賄えないときはまた次の補正が組まれるのかということと、もう1点は、保護者がこの昨今の値上がりの部分について、補正で予算は組まれたけど、負担増になっている部分があるのかどうか、教えていただければと思います。

杉本総務課長： まず1点目でございます。ウクライナ情勢等、なかなか先が見通せないところがございます。本県だけでなく、他県もそうですし、県庁全体での値上げに対する対応はやっておりまして、例えば今回の電気料金でありますと、全県でいうと4億円程度の補正を組んでおりましたが、そのうちの2億5,000万が学校関係ということでございまして、引き続き状況を注視しながら、あるいはその財源等についても、国にもお願いをするといったこともやっておりますので、注視していきたいと思っております。

それから、保護者の負担ですけれども、学校諸費等々の会計で直ちに何か値上がったということにはなっていないのですけれども、先ほどの給食もですけれども、高校で寮があるところは、一部生徒数が減ったりして上がっているということもあります。ただ、今の物価高騰に、直結したものでいうと今のところ大きな影響は出てないと思っております。

細川委員： 分かりました。

中村委員： 仕事柄、津波のように押し寄せてくる食材の値上げに直面しているのですけれども、そういう中で、学校給食は、単価が変わらないとすれば、どうしても量や質が悪くなってしまふ状況だと思います。

そういう中でこういう予算措置をしていただくのはありがたいと思いますが、この食材の値上がりは、一時的なもので終わるという予測もないと思われまますので、やはりこの先をどうしていくのか、本来は保護者負担していただくものだとは思いますが、こういう経済状況の中で、もし難しければこういった措置を、今後も是非御配慮いただきたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

杉本総務課長： 御心配いただきましてありがとうございます。

こういった値上げに関して、一部、市町教委もそうですけど、既に給食費が値上げをしているところもございます。4月から遡って学校給食の会計を補助する形で支援をしていこうというのが今回の事業の中身でございますけれども、やはり質が落ちてしまっはいけないことで、工夫はしながら、値上がってない物もございまして、今回、値上がった物を中心に1食当たりの金額を計算して、食数分を掛けて補正を組んでおりますので、全体の給食費1年間の中では何とか収まっていくかなと思っております。ただ、今後どこまで上がるか見通せないところもあります。今回は国の予算を使えるということですので、引き続き国の動きや、他県の状況等も注視して対応していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議 1 上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議 1によりまして、上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について御説明を申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。

今年度、全校生徒数が 2 年連続して 80 人未満となりました上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の 3 校につきまして、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、学校活性化地域協議会の意見を聴取したところでございます。

本日は、協議会での意見等を踏まえ、3 校の今後の在り方に係る対応方針（素案）を整理してまいりましたので、その内容について御説明をさせていただきます。

資料の 2 ページを御覧ください。上下高等学校の今後の在り方についてでございます。

上下高等学校につきましては、二つ目の丸にございますように、今年度の全校生徒数は 59 人でありまして、令和 5 年度の新入生徒数が仮に 40 人となった場合でも、全校生徒数は 74 人ととどまるものの、令和 5 年度の新入生徒数が 29 人以上、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 年間で新入生徒数が 69 人以上であれば、令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上となる状況でございます。

また、三つ目の丸にございますように、学校活性化地域協議会では、校長から、学校の新たな魅力づくりを進め、地元中学校からの進学率の向上や近隣地域からの進学者数の増加に向けて、府中市や地域と連携しながら具体的な取組を進めていくことについて、早急に検討をしていくとの意見が出されるとともに、府中市からは学校の存続や中・長期的な魅力づくりの推進のため、でき得る限りの協力、支援をしていくといった意見が出されたところでございます。

このような状況から、上下高等学校につきましては、地元中学校からの進学率が回復傾向にあり、引き続き府中市や地元地域等の支援を受けながら、学校の更なる活性化や地元小・中学校との連携強化を図ることなどにより、新入生徒数や全校生徒数の確保が期待できること、令和 5 年度の新入生徒数が 29 人以上であれば、令和 6 年度に新入生徒数を一定数確保することで全校生徒数が 80 人以上となることを踏まえまして、「協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指す。」こととし、仮に「令和 5 年度の全校生徒数が一定数に達しない場合、具体的には 63 人に達しない場合には、新入生徒数の状況等を踏まえ、令和 6 年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。」こととしたいと考えてございます。

続きまして、資料の 3 ページを御覧ください。

東城高等学校の今後の在り方についてでございます。

東城高等学校につきましては、二つ目の丸にございますように、今年度の全校生徒数は 66 人であり、令和 5 年度の新入生徒数が 36 人以上であれば、全校生徒数が 80 人以上となり、また、令和 5 年度、6 年度の 2 年間で新入生徒数が 57 人以上であれば、令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上となる状況でございます。

また、三つ目の丸にございますように、学校活性化地域協議会では、校長から地元中学生や保護者、地域等の期待に応える学校づくりをより一層進めるための具体的な計画が示されるとともに、庄原市からは学校、保護者、庄原市・地域が力を合わせて学校の魅力向上に向けて取り組んでいくといった意見が出されたところでございます。

このような状況から、東城高等学校につきましては、生徒の大半が地元中学校からの進学者という状況の中、引き続き庄原市や地元地域等の支援を受けながら、学校の更なる活性化や地元小・中学校との連携強化を図ることなどにより、新入生徒数や全校生

生徒数の確保が期待できること、令和5年度の新入学生徒数が36人以上であれば、全校生徒数が80人以上となり、35人以下の場合であっても、令和6年度に新入学生徒数を一定数確保することで全校生徒数が80人以上となることを踏まえまして、「協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで令和6年度の全校生徒数が80人以上となることを目指す。」こととし、仮に「令和5年度の全校生徒数が一定数に達しない場合、具体的には61人に達しない場合には、新入学生徒数の状況等を踏まえ、令和6年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。」こととしたいと考えております。

続きまして、資料の4ページでございます。

湯来南高等学校の今後の在り方についてでございます。

湯来南高等学校につきましては、二つ目の丸でございますように、今年度の全校生徒数は51人であり、令和5年度の新入学生徒数が40人となった場合でも、全校生徒数は66人とどまるものの、令和5年度の新入学生徒数が22人以上、令和5年度、6年度の2年間で新入学生徒数が62人以上であれば、令和6年度の全校生徒数が80人以上となる状況でございます。

また、三つ目の丸でございますように、学校活性化地域協議会では、校長から地元中学校からの進学率の向上や、近隣中学校からの進学者数の大幅増に向け、毎月中学校を訪問し、小規模校ならではのメリットを丁寧に説明し続けることや、学び直しを含めたカリキュラムの見直しなどの取組を進めていくことなど、具体的の方針が示されるとともに、協議会や同窓会からは学校の魅力発信や新入学生徒数の確保に向けた取組への支援など、でき得る限りの協力支援をしていくといった意見が出されたところでございます。

このような状況から、湯来南高等学校につきましては、地元中学校との連携等により新入学生徒数が増加しており、引き続き協議会や同窓会等の支援を受けながら、学校の更なる活性化や地元中学校等との緊密な連携を図ることなどにより、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できること、令和5年度の新入学生徒数が22人以上であれば、令和6年度に新入学生徒数を一定数確保することで全校生徒数が80人以上となることを踏まえまして、「協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで令和6年度の全校生徒数が80人以上となることを目指す。」こととし、仮に「令和5年度の全校生徒数が一定数に達しない場合、具体的には48人に達しない場合には、新入学生徒数の状況等を踏まえ、令和6年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。」こととしたいと考えております。

資料の1ページにお戻りをいただければと思います。

ただ今御説明をいたしましたように、この3校につきましては、令和6年度の全校生徒数が80人以上となることを目指し、学校の活性化等に取り組むこととしたいと考えておりますことから、教育委員会といたしましても、3校の更なる活性化や新入学生徒数を含めた全校生徒数の確保に向けて、学校等のニーズも踏まえながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたらお願いたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

資料の5ページでございます、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」、平成26年2月22日に策定されたもので、一つ目の丸の下の方に、協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る3年間の経過した後、全校生徒数が2年連続して収容定員の3分の2（80人）未満となった学校については、ということが書かれているわけですが、今回の対応方針（素案）の考え方は、これによっていないわけですが、今回、この素案を考えられた理由と、各3校の各地域にどのような思いがあってこういう考え方を示されたのか、お伺いしたいと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： まず、当該3校でございますが、学校活性化地域協議会の意見を聴取いたしましたところ、学校の存続に向けた強い思いが示されたこと、学校の活性化に向けた取組を継続させて欲しいということ、そのために学校の新たな魅力づくりに向け、引き続き学校と連携しながら、でき得る限りの協力、支援をしていく旨の意見が出されました。

また、各校長から新入学生徒数の確保や学校活性化に向けた取組について、具体的の方針が示されたところでございます。

こうした状況を総合的に勘案いたしまして、各学校が引き続き、地元自治体、学校活性化地域協議会の支援を受けながら、学校の更なる活性化を図ることなどにより新入学

生徒数や全校生徒数の確保といったものが期待をできると考え、学校活性化に向けた取組を継続させ、令和6年度の全校生徒数が80人以上となることを目指したいと考えて素案を策定したものでございます。

上下高校で申しますと、例えば地元中学校との連携といったところで、中・高合同での研究授業の実施など、教員間の交流機会の創出でございませうか、学校の魅力を地元中学生の保護者に直接伝えるために中・高のPTA同士が交流できる機会を創出するなどの取組をされようとしているところございまして、一部保護者からは上下高校に対するイメージが変わったという声も聞こえ始めてきたところございまして。そういった点も含めて素案を策定したところございまして。

湯来南高校につきましては、地域から信頼される学校を目指すという方針の下、教員の授業改善を行うために外部講師を招聘し、定期的な校内研修会を開催しながら、地元小・中学校の教員も招くなどして教員間交流を推進するといった取組を、現在、進め始めたところございまして。

また、湯来南高校の取組や生徒の姿を地域や地元中学生や保護者に伝えるために、同窓会の支援を受けながら地域での探求活動を充実させるでございませうか、地元中学校のPTAに対して、生徒一人一人のニーズ等に応じたきめ細やかな指導を行うという学校の教育方針を、直接説明するなどの取組を進めているところございまして。

そうした地域からの信頼を受けつつあるという状況も踏まえまして、この素案を策定させていただいたところございまして。

東城高校につきましては、今年度で申しますと23人入学しておりますが、全て東城中学校からの入学生でございまして。昨年度に比べまして、東城高校への地元中学生の進学率というものが39%から51%程度へ大きく上昇しているような状況もございまして。こうした状況も踏まえまして、来年度、東城中学校の中学3年生の55%が入学すれば80人になり得るといった客観的な状況もございまして。そういった取組の中で中学校と、より一層緊密な連携が進み始めていることを踏まえまして、今回の素案を策定させていただいたところございまして。

細川委員： ありがとうございます。

東城高校につきましては、地元の公立中学校の生徒数が一定程度在学しておりますので、その割合が高くなれば80人を超えることはできると思うのですが、上下地域と湯来地域については、20数人から30数人ということですので、他地域から生徒に来ていただくためにどのような取組を地元が考えられているのかということと、3校の対応方針（素案）の一番下の丸のところに書いてあるのですが、3校とも令和5年度の全校生徒数が一定数に達しない場合は、令和6年度の生徒数の状況を待たず今後の学校の在り方を検討すると書いてございませうか、先ほど申し上げました平成26年の基本計画の方針に沿っていると言えるのか。それから、今回考えられた対応方針（素案）の考え方が、今後の、80人を切る学校が出てくる可能性がございませうけれども、そのときの考え方に影響を与えるのかということも教えていただきたいと思っております。

沖本学校経営戦略推進課長： まず、他地域からの確保策ということでございませうか、上下高校で申しますと、今年度は地元の上下地域に加えて旧府中市内からの入学しかない状況がございまして。昨年度までは三次地域、あるいは庄原市、世羅町といったところから一定数の入学者が、7、8人程度あったところございまして。校長が今の在校生である高校2年生、3年生の出身中学校へ学校訪問をして上下高校のPRを行っているところございませうけれども、加えまして、上下高校におきましてはSNSを活用した積極的な情報発信といった取組も併せて行い始めたところございまして。こうした取組を通じて、他地域からの新入学生の確保ということにも取り組んでいきたいと考えております。

それから、湯来南高校でございませうけれども、湯来南高校は、昨年度が8人、今年度が18人の新入生がございまして。地元の湯来地域からの進学者も増えておりますけれども、おっしゃられるとおり、湯来地域には30人程度の中学生しかいない状況でございまして。よって、沿岸部からの中学生をどう呼び込んでくるかということになりますけれども、湯来南高校では、生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導ということを徹底していきたい、それに伴いカリキュラムも見直していきたい、と検討をしているところございまして。そこをしっかりと、佐伯区内であるとか、もう少し広い広島市内の沿岸部の学校に赴いて、PRしていくといった取組を通じて新入学生徒数の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、今回のこの素案というものが「基本計画」の方針に沿ったものであるのか

という御質問があったと思いますけれども、この3校のこれまでの取組であるとか、この春からの活性化協議会での御意見を踏まえまして、総合的に勘案してこの素案を特例的に策定したということでございます。

細川委員： 今後の方針に影響を与えるのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： あくまで今回は特例的な扱いであると考えております。現行の「基本計画」に基づき取組を進めていくといったことに変更はございませんので、2年連続80人を切ることがないよう、他の11校の1学年1学級規模の学校の学校活性化地域協議会にもしっかりと危機感を共有しながら対応をしまいたいと考えております。

細川委員： 分かりました。

中村委員： 御説明ありがとうございました。

県立高校の在り方基本計画の基本方針としては変わらないけれども、3校の学校活性化地域協議会の意見聴取をしていただいた結果、それぞれの地元の熱意、またこれからまだまだ努力の余地があって、令和6年5月1日時点で80人以上となることが期待できるという中で今回の特例措置であると理解をしました。それぞれの学校あるいは協議会のそうした具体的な方針を拝見すれば、今回のこの特例措置というのはよかったなど少し安心をするところです。是非80人以上になるように、あるいは令和5年時点で一定数に達するようになることを祈っています。

しかしながら、国全体もそうですし、県としても人口が大きく減っている中で、やはり環境としては一般的に大変厳しい状況が続いていくと思います。この3校だけではなく、他の11校も状況は厳しいと思います。この3校も、今御説明があったように既に2年連続して80人を切っているわけですが、まだ今までできてなかった努力の余地というのがあると思います。校長を含め学校自身の努力も必要ですし、やはり地元の御理解や御支援も欠かせないと思います。そうしたこともすぐに効果が出ることばかりではないと思いますので、他の11校にもこの在り方基本計画、基本方針変わらないわけですので、是非少しでも早く努力をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、必要な支援を行っていくということですが、県教委としても、校長人事も含めてできる努力を是非していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

沖本学校経営戦略推進課長： 御指摘のとおり、子供の数が長期的に見て減っていく傾向にあることは紛れもない事実でございます。そうした中で、県立高等学校の在り方というものを引き続き考えていくことは必要であろうかと思っております。

現行の「基本計画」は、令和5年度末までの計画でございます。次期計画の策定に向け、長期的なスパンで、子供の減少等、社会の変化、学校を取り巻く状況の変化、そういったものを踏まえて次期計画などの検討を進めてまいりたいと考えております。

他の11校に対して、子供の数は当然減ってまいりますので、その辺の危機感というのはしっかりと共有を引き続きしてまいりたいと考えております。

近藤委員： 地元はもちろんですが、他の地域からも生徒さんに来ていただく必要があるのではないかというお話があったかと思うのですが、自治体にとって、他の地域、他の出身中学校から来た生徒さんであっても、そこに残ってくれて、もしかしたら将来その自治体を支えていってくれる人材になるかもしれない生徒さんたちだろうと思います。過去に瀬戸田高校が、厳しい状況だったのですけれども、瀬戸田高校の卒業生が今どのようになっているのか、もし県教委の方で情報があるのであればそういったところもお伝えして、地元に応援してもらえるような御提供等をしていただけたらと思います。

1点、確認ですが、湯来南高校と上下高校の来年度の人数を見ると、来年度、上下高校については29人以上、湯来南高校については22人以上ということなので、来年度だけで見ると湯来南高校の方が人数が少なかったとしても、令和6年度に可能性がある限りはこの方針に基づいてやっていく。つまり、上下高校の方が全校生徒数としては湯来南高校より少なかったとしても、29人を確保できない場合はもう令和5年度でということになるのかどうなのか、その辺りを教えてください。

沖本学校経営戦略推進課長： まず、情報提供ということでございます。瀬戸田高校あるいは大柿高校といったところが2年連続で80人を切ったのですけれども、現在100人程度の生徒数で推移しております。そうした過去の瀬戸田高校、大柿高校などの取組はしっかりと他の1学級規模校に我々が情報提供をしっかりとしてまいると考えております。

上下高校、湯来南高校の生徒数ということでございますが、2年間で一定数を確保するのが今回の基本的な考え方でございます。上下高校につきましては、今年度の1年生

が11人ということでございます。湯来南高校は今年度の新入生が18人ということでございます。2年間でございますので、今年度の1年生が3年生になったときの全校生徒数ということでございますので、現行の1年生の数の違いが来年度の確保する最低ラインの数ということに影響を与え、上下高校については29人、湯来南高校については22人以上ということを経験していただいているところでございます。

菅田委員： 非常に心配しているのはやはり上下高校と湯来南高校ですけれども、中学校の生徒数が非常に少ないということなのですけれども、上下高校に関しては知り合いに小学校の父兄さんもいらっしゃるのですけれども、こういう問題が起きたのを今年になって初めて聞いたということなので、過去から上下高校は結構厳しかったと思うのですけれども、小・中段階の教員プラス親御さんにもこういう状況というのをやはり早くから、先ほどの11校以外の地域とか、全校生徒が120人を切ったところでその地域にアラートを出すということが必要になってくるのかなと思われるのが1点と、それから、上下高校に関しては府中市と色々やられているようですけれども、つながりとしては旧甲奴郡とのつながりが深いので、学校活性化地域協議会では入っていらっしゃるのかもしれないのですけれども、やはり三次市とも協議して、平成の合併で色々弊害があるとは思いますが、昔からのつながりの深いところの地域を巻き込んでいただきたいなということ。

それから、もう1点は、先ほどから全校生徒を120人切った時点でアラートを流すとともに、存続させようと思うと他地域から生徒さんと呼んでこなければいけないので、学校としての特色をいかに持たせるか。例えば近場では、世羅高校は、駅伝で集まってくる。そういう特色を各高校で持たせて、県内、中国地方、全国から生徒が行ってみたいという特色づくりを持たせない限りは、中山間地域、どんどんこういった問題が起きてくると思いますので、早め早めにこういう取組をしたらどうかとか、県教委としてこういう特色を持たせていきたいと思いますとかという方針を、今後、中山間地域は地域任せではなくて、県の教育委員会としても戦略を立てていく必要があるのかなと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： 地域の方が、統廃合などの状況にあると知らなかったというお話だったかと思います。

そのためというわけではございませんけれども、1学年1学級規模校になってすぐ、学校活性化地域協議会を立ち上げまして、地域の方々、小・中学校のPTAの方々なども入っていただきまして、該当校の活性化、魅力化の向上に向けて取り組んでいきたいと思いますということでございます。

そういった委員の方々を通じて、アラートと言っていただきましたけれども、地域の方々とも共有しながら、学校の活性化、魅力化というものに御協力をいただいて取り組んでいかなければいけないものと考えております。

それから、上下高校で三次市などとの協力ということなのですが、三次市には学校活性化協議会には入っていただいているわけではないのですけれども、上下高校で、校長が三次市内の中学校に出向きまして、学校の特色、PRをさせていただいているところでございますので、幅広い地域から生徒を確保していきたいし、期待しているところでございます。

さらに、大きな視点での特色づくりということで、佐伯高校の女子硬式野球部などの取組というのも好事例であるかと思えます。そういった部活動といった教育活動の面でも、地域、学校、地元の中学校のニーズ、そういったところを伺いながら必要な部活動を立ち上げるといったことも対応していきたいと思えますし、その立ち上げに関わって県教委としても色々できる支援を検討してまいりたいと考えております。

菅田委員： 分かりました。

志々田委員： 学校活性化地域協議会の皆さんがもう少し頑張らせて欲しいと熱意を持って言ってくださって、特例という形で県教委があと2年という形でどうなるのかということを一緒に努力していきたいという御提案なので、学校活性化地域協議会の皆さんの思いをしっかりと受け止めたという形で、県教委としてもとてもいい判断だったと私も思います。

一方で、地元からということを重視しているのもありますけれども、30人とか50人、数十人しかいない、そういう集落の子たちの中から何人この高校に来てくれるのかということが地域の関心事になっていく、一方で心配になるのは、やはりその全ての子たちが自分の選択をしっかりと考えて選ぶことができるという環境を整えてあげないといけないなとも思います。それは保護者もそうだと思います。やはり地域の方たちが頑張っておられることと同じぐらい、一人一人の子供や一人一人の保護者の選択ということをやはりみんなが大事に思えるような、お互いが思いやられるような、もっと言うと、一人一人の子たちにとってどの進路が一番いいのかをみんなで考えられるような、そう

した協議や相談ができればなと思っています。

そのときに、やはり各地域の中学校のキャリア教育であったり、進路相談であったりといったところに、今一層丁寧で、工夫も必要なのかなと思いますし、保護者に対する情報提供というの、ほかの地域よりももっと手厚くやって、子供さんと保護者の方たちと一緒に、次にどこに進むのかという進路を考える機会をつくれるような、進路相談やキャリア教育というのを中学校でも工夫していただけるような呼びかけも必要なのかなと思っています。

全ての子供たちが納得して次の進路を選ぶ選択肢の一つとして地元で学校があればいいということなので、全ての子供たちにとって一番自分が安心して選択できる。一方でそうした取組を県教委として考えなければいけないだろうなと強く思いました。是非その辺りを配慮いただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行います。

傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(13 : 58)

【非公開案件】

第1号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について

広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、原案に対する修正動議が評決された。

第3号議案 教職員人事について

県立学校教諭のセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15 : 09)